

石巻市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査（平成27年6月分）の結果報告に係る措置を講じた旨の通知について、別紙のとおり公表します。

平成27年9月17日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

石巻市監査委員 殿

石巻市教育委員会事務局長 草 刈 敏 雄

例月現金出納検査における基金の定期預金満期による積立替事務について（通知）  
平成27年8月19日付け石監第1号で指摘された事項について、次のとおり措置を講じたので通知します。

検査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p><b>教育委員会 学校教育課</b></p> <p>【基金の定期預金満期による積立替事務について】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項に基づき、例月現金出納検査を実施しているが、平成27年7月22日付け石会第1号で会計管理者から提出された例月現金出納検査（平成27年6月分）に係る資料において、指定金融機関から提出された収支金月計表の収入額及び支出額と財務会計システムから出力された収支月計表の収入額及び支出額に差額が生じていた。</p> <p>これは、奨学資金貸与基金の定期預金満期による積立替えの際、通常金融機関が行っている証書形式とは異なり通帳形式の定期預金であることから、満期日をもつての解約以外は自動更新されるシステムとなっており、実際に指定金融機関への現金の入出金がなかったにもかかわらず、財務会計システム上では、通常の事務処理である「基金取崩書」及び「基金積立依頼書」を起票しており、現金の入出金がないという事実と異なる事務処理を行った結果、差額が生じたものである。</p>	<p><b>教育委員会 学校教育課</b></p> <p>【基金の定期預金満期による積立替事務について】</p> <p>奨学資金貸与基金の定期預金満期による積立替において、通帳形式の定期預金であったにもかかわらず、証書形式と同じ事務処理を行い、指定金融機関から提出された収支金月計表と財務会計システムから出力された収支月計表に差額が生じたものであり、現金の流れに対する配慮が不足しておりました。</p> <p>今後は、通帳形式のメリット等を再度確認のうえ、通帳形式を採用する場合は、自動更新により現金の入出金が発生しないことを文書で残すこととします。また、積立替の発議文書に財務会計伝票を起票しない旨を記載するとともに、確実に積立替が完了したことを確認する等、遺漏なく処理することといたします。</p> <p>現金と会計の流れを一致させることを常に念頭に置き、会計課と連携を密に図りながら、適切な事務処理を心掛ける所存です。</p>

については、今後の事務処理において実際の運用に合わせ、定期預金の積立先である銀行に対し自動更新により現金の入出金がないことを確認し、電話（口頭）受付票を作成するなどの上、基金の定期預金積立替えの回議書に「自動更新により指定金融機関への現金の入出金はないことから会計伝票は起票しない」旨を記載し、積立替えを行うこと。

また、確実に積立替えが行われた旨の証書等については、会計管理者はもちろんのこと、担当課長等の管理職員が確認するとともに、本件定期預金は預入期間が5年間であることから教育委員会事務局長の決裁を受けるなど、事故防止には十分注意されたい。